

かわまちづくり 支援制度 について

令和6年11月6日



「河川空間を活かした賑わい創出の推進」に関する国の制度

「かわまちづくり支援制度」

河川管理者（国・都道府県・市町村の河川部局）と市町村等（市町村の都市計画部局や民間事業者等）が連携し「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成する制度。

「河川空間のオープン化」

営業活動を行う民間事業者等も、指定された河川敷地の占用及び利用ができる制度。
占用許可期間は平成28年に「3年以内」から「10年以内」に改正。

かわまちづくり支援制度

河川管理者：河川管理施設の整備

市町村・民間事業者：利用施設の整備

かわまちづくり計画に基づくハード整備
・ソフト事業の展開

【制度の特徴】

- ハード整備ができる
- 計画書の申請・認定が必要
- 事業主体(国・市)の予算確保(交付金制度あり)
- 整備後の利活用が重要

河川空間のオープン化

河川管理者：区域指定

民間事業者等：河川敷地の占用・利用

都市・地域再生等利用区域の指定
河川敷地占用許可準則の規制緩和

【制度の特徴】

- 市町村以外にも民間事業者等に対して営業活動を行うことができるようにする制度
- ・カフェ、キャンプ場などの営業活動の実施



河川空間における「かわまちづくり支援制度」「河川空間のオープン化」適用のイメージ

かわまちづくり計画について

支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。

■かわまちづくり計画の作成

主な記載事項

（１）水辺とまちづくりに関する基本方針

- 都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
- 沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- 水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等

（２）支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）

- ソフト施策の実施範囲、概要
- ハード施策の整備範囲、整備内容（整備箇所、整備概要、整備イメージ）、整備の必要性、有効性、整備の実現方策、推進体制、施設利用および維持・管理体制 等

（３）その他特筆すべき事項

- 様式以外の項目で、登録の必要性や有効性を示す事項を地域に応じて整理



■かわまちづくり計画の登録

【申請・登録】

- ✓ 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する中部地方整備局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請。

【実現可能性】

- ✓ 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録。

全国286地区の登録
令和6年8月時点

河川空間のオープン化について

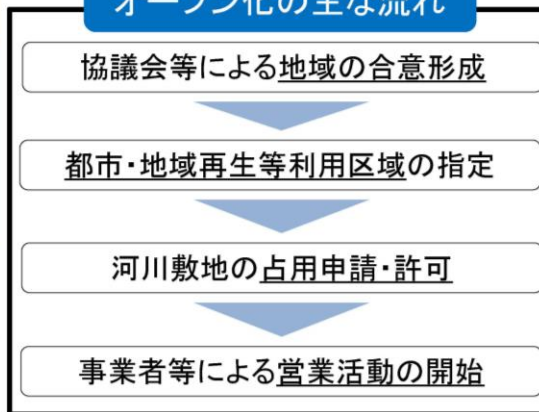
河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有するものであるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正。

一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能とした。

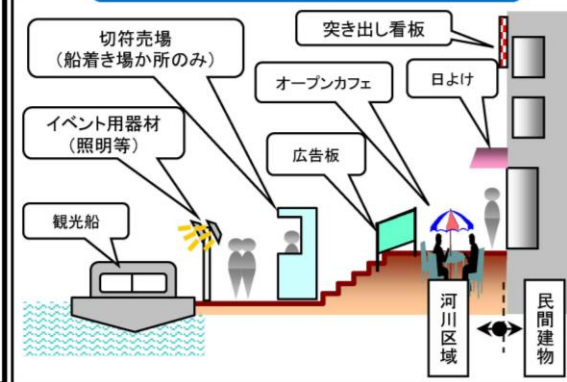
占用主体の種類	占用許可期間		
	～H23	H23～ 28	H28～
営業活動を行う事業者等	×	3年以内	10年以内
公共性・公益性を有する者	10年以内		

緩和により事業者の利用が長期に可能

オープン化の主な流れ



河川空間利用のイメージ



< 占用可能施設 >

○広場、イベント施設、遊歩道、船着場

○前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板・柱、照明・音響施設、キャンプ場、BBQ場 等

17

策定スケジュール

